

今後の在宅医療と介護の連携推進等に係る国の動向について

～厚生労働省社会保障審議会介護保険部会資料より～

1 資料の概要

・国の社会保障審議会介護保険部会において協議している第8期介護保険事業計画期間内の医療介護連携推進に係る検討事項をまとめたもの

2 国における検討の背景及び視点

- ①今後、医療と介護の両方のニーズを有する者が多い75歳以上の方が全ての都道府県で増加することを踏まえ、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めてきた。
- ②平成27年から在宅医療・介護連携推進事業が市町村事業として位置づけられ、平成30年度からは全ての市町村で実施されることとなった。
- ③上記のことを踏まえ、在宅医療・介護連携推進事業に求められる役割とその推進の方策を検討していくこととなった。

3現状・課題

- ①地域包括ケアシステムの構築のためには、より一層、在宅医療・介護連携を推進することが重要である。
- ②平成27年度から市町村が行う事業として、(ア)～(ク)の8事業で構成される在宅医療・介護連携推進事業が位置付けられ、平成30年度からは全ての市町村で実施されることとなったが、約6割の自治体では地域の実情を踏まえ、認知症に関する取組など8事業以外の項目を実施している。
- ③一方で、「将来的な在宅医療・介護連携推進事業のあるべき姿をイメージできていないこと」を課題としてあげている市町村が多くあるとともに、8事業を行うこと自体が目的になっているのではないかとの指摘もある。

《参考》在宅医療・介護連携推進に係る(ア)～(ク)の8事業

- (ア)地域の医療・介護の資源の把握
- (イ)課題の抽出と対応策の検討
- (ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (エ)医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ)医療・介護関係者の研修
- (キ)地域住民への普及啓発
- (ク)在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

3審議会委員からの主な意見

- ①(ア)～(ク)の8事業を全ての市町村で一斉に実施することは非効率である。地域の実情に応じて必要な項目を実施することが重要であり、8事業の項目については抜本的に見直して何を取り組んでいるのかの中身が見えるようにすべきでないか。
- ②医療・介護連携を一層推進するためには、日常生活における要介護者の状態の変化等について情報共有できるICTなどの利活用を推進することが重要である。
- ③在宅医療・介護連携推進事業は、市町村にとっての初めての医療政策であり、その実施にはノウハウが必要である。専門性の高い取組を行えるよう、関係団体や専門職との連携が必要である。
- ④医療と介護の勉強会が開催されるなど、関係者の顔の見える関係づくりが進んできたが、急性期病院の医師の参画が進んでいない場合もある。医療職を対象とした介護関係の研修会を開催し、介護の状況などを医療職が知ることも重要であるため、そのような観点を加えてはいかかがか。

4論点

①在宅医療・介護連携推進事業が全市町村で実施されるとともに、地域の実情に応じた取組が定着するなど、広がりが出てきている。

②このような中で、取組の更なる充実を図るため在宅医療・介護連携事業について

- ・切れ目のない在宅医療・介護の実現に関する目標を設定し、地域の目指す姿を住民や医療関係者で共有できるようにすること
- ・認知症等への対応を強化すること
- ・事業項目全ての実施を求めるのではなく、一部項目の選択的实施や地域独自の項目の実施を可能とするなど、一定程度地域の実情に応じた対応を可能とすること

以上の観点から見直しを行ってはどうか。